

# 青森県報

号外第二十八号

平成二十三年  
三月三十日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

### 告 示

青森県財務規則の一部を改正する規則…………… (財務指導課) …… 一

会計管理者の事務の一部委任の一部改正…………… (財務指導課) …… 七

## 規 則

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十一号

#### 青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「の部長」の下に、「観光国際戦略局長」を加える。

第三十九条第三項第二号中「美術館」を削り、「県営柳町駐車場」の下に「美術館」を加え、同項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第一百五十四条第三号中「年三・三パーセント」を「年三・一パーセント」に改める。

第二百七十条第一項中「(教育長及び警察本部長を除く。)」を削る。  
第二百七十一条を次のように改める。

#### (購入)

第二百七十一条 物品管理員は、次に掲げる物品を購入しようとするときは、物品購入調書(第四百四十四号様式)により行わなければならない。公所(知事が別に定める公所に限る。)において当該物品以外の物品を購入しようとするときも、同様とする。

#### 一 動物

二 官公署から購入する物品

三 印紙、証紙、郵便切手及び郵便はがき

四 図書、地図、法規類の追録等及び新聞、雑誌その他の定期刊行物

五 予算書、決算書、議案及び県報

六 秘密に属する印刷物

七 交際費、食糧費又は扶助費で購入する物品(食糧費で購入する物品にあつては、茶を除く。)

八 災害救助物資

九 その他特に出納局長が認めた物品

2 物品管理員(前項の公所の長(地域県民局にあつては、各部の長)である物品管理員を除く。)は、同項各号に掲げる物品以外の物品(以下「集中調達物品」という。)の購入を必要とするときは、調達機関(集中調達物品の購入の事務を行う出納局の課の長をいう。以下同じ。)に当該購入を依頼しなければならない。

3 集中調達物品の購入の依頼は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める依頼票により行わなければならない。

一 指定物品(集中調達物品のうち共同的に常用されるもので知事があらかじめ指定した物品をいう。以下同じ。)を必要とするとき。 指定物品調達依頼票(第四百四十四号様式の一)

二 調達物品(集中調達物品のうち指定物品以外の物品をいう。以下同じ。)を必要とするとき。

調達物品調達依頼票(第四百四十四号様式の一)

4 調達機関は、指定物品を購入しようとするときは指定物品購入調書(第四百四十四号様式の一)により、調達物品を購入しようとするときは調達物品購入調書(第四百四十四号様式の一)により行わなければならない。

5 集中調達物品の購入に係る歳出予算の執行は、第二十四条の規定にかかわらず、

配当又は令達を受けた歳出予算のうち当該購入に係るものとして物品管理員が調達機関に提示する歳出予算の範囲内で調達機関において行う。

第二百八十八条第二項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

- 2 第二百七十一条第一項の物品管理員は、調達物品の取得を必要とするときで、交換の方法によることとしておられるときは、調達物品交換依頼票（第百五十八号様式の二）により調達機関に当該取得を依頼しなければならない。
- 3 調達機関は、交換の方法により調達物品を取得しようとするときは、調達物品交換調書（第百五十八号様式の三）により行わなければならない。

- 4 第二百七十一条第五項の規定は、交換の方法による調達物品の取得に係る歳出予算の執行の場合にこれを準用する。

第二百九十一条中「表の上欄」を「各号」に、「区分に従い」を「受入れ及び払出しの区分に応じ」に、「下欄に掲げる」を「各号に定める」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 購入に係る物品（次号から第四号までの物品を除く。）の受入れ及び払出し  
物品購入（修繕・改造）調書
  - 二 購入に係る指定物品の受入れ及び払出し 指定物品調達依頼票
  - 三 購入に係る調達物品の受入れ及び払出し 調達物品調達依頼票
  - 四 資金前渡に係る購入物品の受入れ及び払出し 物品購入報告書
  - 五 生産品等の受入れ及び供用のための払出し 生産品等調書
  - 六 寄附に係る物品の受入れ及び供用のための払出し 物品寄附調書
  - 七 供用物品の返納に係る受入れ及び供用のための払出し 物品返納調書
  - 八 管理換えに係る物品（次号の物品を除く。）の受入れ及び払出し 物品管理換調書
  - 九 第二百八十四条第一項の規定により送付を受けた物品の受入れ及び供用のための払出し 管理換物品送付書
  - 十 貸付けに係る物品の受入れ及び払出し 物品貸付調書
  - 十一 処分に係る物品の受入れ及び払出し 物品処分調書
  - 十二 交換に係る物品（次号の物品を除く。）の受入れ及び払出し 物品交換調書
  - 十三 交換に係る調達物品及び引渡物品の受入れ及び払出し 調達物品交換依頼票
- 別記第二の第三十四条第十一項、第四十一条第二項及び第四項並びに第四十九条第三項中「#33/ペーセント」を「#31/ペーセント」に改める。
- 別表第一中「青森県鉄道管理事務所」、「青森県北海道情報センター」及び「青森

「青森空港管理事務所」に改める。  
「青森県立美術館」を

「青森県立美術館」に改める。  
第二十四号様式の注の2中「とし、使用に当たっては一公計年度を通じて連続番号を付す」を「とする」に改める。

「引継者」を「引継者」に改める。  
「引継者」を「引継者」に改める。  
「引継者」を「引継者」に改める。

「引継者」を「引継者」に改める。

「引継者」を「引継者」に改める。

「引継者」を「引継者」に改める。

「引継者」を「引継者」に改める。

「引継者」を「引継者」に改める。

「引継者」を「引継者」に改める。

「引継者」を「引継者」に改める。

扶 助 費			
計			

計			
---	--	--	--

改め、同様式の注の1中「青森県物品調達規則別表に定める」を「第271条第一項の注に掲げる」に、「公所」を「第271条第一項の公所」に改める。  
第百四十四号様式の次に次の四様式を加える。

第 1 4 4 号様式の 2 (第 2 7 1 条関係)

依頼機関		支出負担行為番号			
		物品管理員所属			
		起案者		年月日	
指定物品調達依頼票					
執行限度額	指定物品依頼内訳		契約単価額		
区分	①品名	②規格及び単位	③使用目的	数量	契約単価額
	①				-----
	②				-----
	③				-----
	①				-----
	②				-----
	③				-----
	①				-----
	②				-----
	③				-----
年度	繰越区分				
支出科目					
節					
細節					
細目					
経理状況	配当累計額	令達累計額	支出負担行為累計額	残額	
(契約の相手方)					
	依頼機関決裁	調達機関受付	調達機関発注		

注 1 事業者ごと及び支出科目ごとに用紙を改めること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第 1 4 4 号様式の 3 (第 2 7 1 条関係)

依頼機関		支出負担行為番号			
		物品管理員所属			
		起案者		年月日	
調達物品調達依頼票					
執行限度額	調達物品依頼内訳		概算単価額		
区分	①品名	②規格及び単位	③使用目的	数量	概算単価額
	①				-----
	②				-----
	③				-----
	①				-----
	②				-----
	③				-----
	①				-----
	②				-----
	③				-----
年度	繰越区分				
支出科目					
節					
細節					
細目					
経理状況	配当累計額	令達累計額	支出負担行為累計額	残額	
(契約の相手方)					
	依頼機関決裁	調達機関受付	調達機関発注		

注 1 業種ごと及び支出科目ごとに用紙を改めること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第144号様式の4 (第271条関係)

依頼機関	支出負担行為番号	物品管理員所属	起案者	年月日
<b>指定物品購入調書</b>				
支出負担行為額	指定物品依頼内訳	納入期限	数量	契約単価
区分	①品名	②規格及び単位	③使用目的	契約単価
	①			-----
	②			-----
	③			-----
	①			-----
	②			-----
	③			-----
年度	繰越区分			
支出科目				
節				
細節				
細目				
物品分類				
経理状況	配当累計額	令達累計額	支出負担行為累計額	残額
(契約の相手方)				
	調査機関決裁	調査機関発注	調査機関検査	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第144号様式の5 (第271条関係)

依頼機関	支出負担行為番号	物品管理員所属	起案者	年月日
<b>調達物品購入調書</b>				
支出負担行為額	調達物品依頼内訳	納入期限	数量	契約単価
区分	①品名	②規格及び単位	③使用目的	契約単価
	①			-----
	②			-----
	③			-----
	①			-----
	②			-----
	③			-----
年度	繰越区分			
支出科目				
節				
細節				
細目				
物品分類				
経理状況	配当累計額	令達累計額	支出負担行為累計額	残額
(契約の相手方)				
	調査機関決裁	調査機関発注	調査機関検査	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第百五十一号様式中

返納に伴う出納執行年月日 納執行年月日	返納物品 供用員印	返納に伴う出納執行年月日
を		
返納に 伴う出納執行年月日		
に 改め、 同様式の		

第百五十二号様式の(ネ61)中

返納物品 供用員印	摘要	摘要
を		
に改め、 同様式の		

(ネ61)中

返納物品 供用員印	摘要	摘要
を		
に改め、		

第百五十七号様式の(ネ61)中

処分する理由	返納に係る出納執行 返納物品供用員	年月日
を		

処分する理由

に改め、

第百五十八号様式の次に次の二様式を加える。

第158号様式の2 (第288条関係)

依頼機関	支出負担行為番号	物品管理員所属	起案者
年月日			
調 達 物 品 交 換 依 頼 票			
執行限度額 (交換差額)	調達物品交換依頼内訳	納入期限	概算単価
区分	①品名 ②規格及び単位 ③型式・年式	数量	概算単価
交換に供 する物品	① ② ③		
交換によ り取得す る物品	① ② ③		
年度	繰越区分		
支出科目			
支出科目 細目			
経理状況	配当累計額	合達累計額	支出負担行為累計額
			残額
	依頼機関決裁	調達機関受付	調達機関発注

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第158号様式の3 (第28条関係)

依頼機関		支出負担行為番号		物品管理員所属		起案者		年月日	
調 達 物 品 交 換 調 書									
支出負担行為額 (交換差額)		納入期限		消費税		単価		額	
調達物品交換依頼内訳		納 入 期 限		消費税		単 価		額	
区 分	①品名	②規格及び単位	③型式・年式	数 量	単 価	額			
	①					.....			
	②					.....			
交換に供 する物品	①					.....			
	②					.....			
	③					.....			
交換によ り取得す る物品	①					.....			
	②					.....			
	③					.....			
年 度	繰越区分		額						
			.....						
支出料 科目等	目 節	繰越区分		繰越区分		額			
	目 節					.....			
物品分類	目 節	繰越区分		繰越区分		額			
	目 節					.....			
経理 状況	配 当 累 計 額	令 達 累 計 額	支出負担行為累計額	残 額					
				.....					
(契約の相手方)									
			調達機関決裁		調達機関発注		調達機関検査		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第四百六十号様式の(その1)の注の5を次のように改める。

5 用紙の大きさは、日本工業規格B6横長とする。

第四百六十一号様式の(表)の注を次のように改める。

注 用紙の大きさは、日本工業規格B6横長とする。

第四百八十二号様式の(その1)の注の2及び同様式の(その2)の注の2を次のように改める。

2 用紙の大きさは、日本工業規格B4横長とする。

第四百八十七号様式の(二)「青森県税務課長」を「青森県税務課長」に改める。

第四百八十八号様式中「分任出納員」を「分任出納員」に改める。

第四百九十一号様式中「出納員」を「出納員」に改める。

第四百九十三号様式中「検査者」を「検査者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の青森県財務規則第五百四十四条及び別記第二の規定は、平成二十三年四月

一日以後に締結する契約(同日前に青森県財務規則第五百六条の規定により契約の準備行為を行ったものを除く。)について適用し、同日前に締結した契約及び同日前に同条の規定により契約の準備行為を行った契約については、なお従前の例による。

3 改正前の青森県財務規則により調製した物品貸付調書、物品管理換調書及び物品処分調書の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができ。

4 青森県物品調達規則(昭和三十三年三月青森県規則第十九号)は、廃止する。

5 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部改正)

6 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部改正)

7 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則(昭和三十九年八月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第一号中「規定する事務」の下に、「青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第二百七十一條第一項に規定する集中調達物品の購入(交換の方法による取得を含む。以下「集中調達物品の購入」という。)に係る事

務」を加え、同項第十二号中「(昭和三十九年三月青森県規則第十号)」を削る。  
 第十条第一項第一号、第十一条第一項第一号及び第十二条第一項第一号中「物品の調達」を「集中調達物品の購入」に改める。

第十三条第一号中「規定する事務」の下に、「集中調達物品の購入に係る事務」を加える。

第十五条第一項第一号中「物品の調達」を「集中調達物品の購入」に改める。

別表第一中「教育長、警察本部長及び警察署長以外のものについては、物品の調達」を「集中調達物品の購入」に改める。

別表第二中

「 一 工事請負費(一件の予定価格が千八百万円(警察署長については、二百万円)を超えるものを除く。 )

を

「 (集中調達物品の購入に係るものを除く。 )

一 工事請負費(一件の予定価格が千八百万円(警察署長については、二百万円)を超えるものを除く。 )

に改める。

6 (青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則の一部改正)  
 青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則(昭和三十九年四月青森県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「物品の調達」を「青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第二百七十一条第二項に規定する集中調達物品の購入(交換の方法による取得を含む。 )」に改め、同条第四号中「(昭和三十九年三月青森県規則第十号)」を削る。

**告 示**

青森県告示第二百九十号

平成十九年七月一日青森県告示第五百一号(会計管理者の事務の一部委任)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

出納員の項の表中

「三 知事部局等に属する物品の出納及び保管並びにこれらに附帯する事務」を

「三 教育委員会事務局及び警察本部並びに東青地域県民局(地域整備部を

除く。 )及び東青教育事務所に属する規則第二百七十一条第二項に規定する集中調達物品の購入(交換の方法による取得を含む。 以下

「集中調達物品の購入」という。 )に係る入札保証金及び契約保証金の

収納事務

四 知事部局等に属する物品の出納及び保管並びにこれらに附帯する事務

「教育委員会事務局に属する一時取扱金」の下に「(集中調達物品の購入に係る入札保証金及び契約保証金を除く。 )」を加え、

「二 一時取扱金の出納(払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。 )及び保管に関する事。」

「二 一時取扱金(集中調達物品の購入に係る入札保証金及び契約保証金を除く。 )の出納(払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。 )及び保管に関する事。」

「二 支出負担行為の確認に関する事。」

「三 一時取扱金の出納(払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。 )及び保管に関する事。」

「二 支出負担行為の確認に関する事(集中調達物品の購入に係るものを除く。 )」。

「三 一時取扱金(集中調達物品の購入に係る入札保証金及び契約保証金を除く。 )の出納(払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。 )及び保管に関する事。」

「二 支出負担行為の確認に関する事。(東青地域県民局地域整備部、地域農林水産部(下北地域県民局地域農林水産部を除く。 )の農村整備事務を担当する内部組織並びに西北地域県民局地域農林水産部の林業又は畜産業の事務を担当する内部組織、つがる家畜保健衛生所、鱈ヶ沢水産事務所及

び西北地方漁港漁場整備事務所に係るものに限る。)

三 一時取扱金の出納(払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。)及び保管に関する事。

「二 支出負担行為の確認に関する事(東青地域県民局地域整備部、地域農林水産部(下北地域県民局地域農林水産部を除く。)の農村整備事務を担当する内部組織並びに西北地域県民局地域農林水産部の林業又は畜産業務の事務を担当する内部組織、つがる家畜保健衛生所、鱒ヶ沢水産事務所及び西北地方漁港漁場整備事務所に係るものに限る。)

三 一時取扱金(集中調達物品の購入に係る入札保証金及び契約保証金を除く。)の出納(払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。)及び保管に関する事。

め、分任出納員の項の表中「及び青森県動物愛護センター」を削る。

に改

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町一丁目番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭